

全国一般神奈川

発行者

全国一般労働組合全国協議会神奈川

横浜市中区翁町 1-5-14

新見翁ビル4F

TEL. FAX.

045-319-4391

安心して働き、生活できる社会の実現に向けて

20 春闘を共に闘い、人権、労働者の生活と権利を守る取り組みを！

2020 闘春



2020年 年頭挨拶

執行委員長 沢口 和善

2020年が幕を開

けました。昨年、全国一

般神奈川は22の支

部・職場で春闘に取り組

み、賃金をはじめ労働条

件の改善、職場環境の改

善を進めてきました。職

場で、職場の仲間に見え

る労働運動を進めてい

くことを、大会の活動方

針に掲げてきた成果が、

少しずつですが広がっ

てきました。この流れを

20春闘に引き継ぎ、春

闘を取り組む職場を拡

大するとともに、これま

で職場での取り組みを

進めてきた仲間は、要求

の実現にむけた取り組

み、職場だけでなく、地

域で運動を進めていく

ことが課題になってい

ます。権利侵害との闘い

では、不当労働行為を闘

っている丈夫屋が、昨年

末結審を迎え、本年春頃

の命令が予想されます。

団交拒否を改めようと

しない会社の対応に、完

全勝利することを確信

しています。3名の解

雇・雇止めを闘うしらの

り歯科は、横浜地裁で6

回の弁論を終え、いよいよ

山場となる証人尋問

がこの春におこなわれ

る予定です。更に1月2

8日から労働委員会での

闘いも始まり、逃げ回

っている使用者を追い

詰めていきます。組織的

には、運動を継続するた

めの組織作りが遅々と

して進んでいません。持

続可能な組織をどのよ

うに作っていくのか、成

果と課題が明確になっ

た19年でした。

神奈川では、一つひと

つ運動を進めてきまし

た。一方で、安倍政権が

進めてきた「働き方改革

法」による労働時間規制

が、19年4月から大企

業、21年4月から中小

企業で始まります。労働

時間規制は、特例を容認

し、過労死ラインまで長

時間労働を認めていま

す。低賃金と長時間労働、

あるいはダブルジョブ、

トリプルジョブとい

う労働者の命と健康が

脅かされてきています。

また「改正パート労働

法」は、20年4月から、

中小企業は21年4月

から施行されるなど、私

たち労働者を取り巻く

環境は大きく変わろう

スケジュール

●1月15日 19時 事務所
神奈川合同支部会議

●1月16日 18時30分 Lプラザ第4会議室
県共闘20春闘学習会

●1月17日 19時 岡部事務所
SFT法対

●1月18日 18時 厚木
エイボン会議

●1月19日 10時 事務所
機関紙送付作業

●1月19日 10時 事務所
神奈川PFT会議

●1月19日 14時 寿公園
寿労働相談

●1月20日 19時 学校
写真学園団体交渉

●1月21日 14時30分 岡部事務所
しらのり歯科法対

●1月21日 18時 Y M C A
横浜Y M C A団体交渉

●1月21日 19時 事務所
第4回担当者会議

●1月22日 13時30分 岡部事務所
しらのり歯科法対

●1月22日 16時 藤沢
東横イン会議

●1月22日 19時 事務所
神奈川労働相談センター勉強会

●1月23日 10時30分 本部事務所
中央本部書記局会議

●1月23日 19時 事務所
県共闘事務局会議

●1月24日 13時30分 岡部事務所
しらのり歯科法対

●1月25日 12時30分 渋谷勤福
全国協各県代表者会議

●1月26日 14時 事務所
第4回支部代表者会議

●1月27日 17時30分 横浜西口
JAL横浜情報行動

●1月28日 13時30分 県労委
しらのり歯科県労委第1回調査

神奈川県共闘 第29回大会開催

「仲間の命は皆で守り抜く」 第46次寿越冬闘争



12月26日の越冬突入集会を皮切りに、第46次越冬が横浜市中区寿町公園を中心に取り組まれた。越冬は28日のバザーから29日には夜間ト、医療 法律 生活 労働の各種相談がはじまり、30日から1月5日まで炊き出しが行われた。正月の餅きと雑煮等の配食は、1200食を超えて盛況だった。全国一般は県共闘と共に、労働相談のブースを担当して、JAL争議団 全造船関東地協 プレカリアートユニオンの仲間も参加した。労働相談の件数は少なかつたが、「ヒー」を出して、寿の労働者が、

（米山）

各加盟単組の運動の共有と連帯を深めていくことを確認

2019年12月7日、開港記念館に於いて第29回神奈川県労働組合共闘会議の定期大会が開催されました。

全労協中岡事務局長をはじめ、神奈川県労働センター、神奈川交流、よこはまシティユニオン、JAL争議団の来賓の方々から力強い連帯メッセージを頂き大会は成功裏に終わりました。県共闘は2019年7月に神奈川ワーカーズユニオンを新たな仲間を迎えましたが、日本板硝子共闘労組OBの藤井全国一般神奈川特別執行委員から、各加盟

単組の運動の共有と連帯を深めることの必要性が提起され、職場訪問や各単組の大会への相互参加など、具体的な交流の機会を創っていくことを確認することができた大会となりました。地域合同労組として、県共闘の各加盟単組

とのつながりを全国一般が率先して実践していくことが今後の課題といえます。大会後の交流会は近年になど多くの参加で親睦を深めることができました。参加された皆さん、ご苦勞様でした。

（八木）

しらゆり歯科、不当労働審問の傍聴と懲戒解雇撤回裁判に注目を！

昨年12月3日しらゆり歯科懲戒解雇一カ年報告会を開催し、懲戒解雇を撤回し職場復帰を求めて闘う決意を確認し新年を迎えました。組合は、昨年末の11月14日に、しらゆり歯科医院がこれまで組合や組合員に行ってきた行為は、労組法第7条、組合員であることを理由とする解雇その他の不利益扱や、労働組合の運営に対する支配介入にあたるとして、労働委員会に不当労働行為救済を申し立てしていました。その救済申し立ての第1回審問が1月28日13時30分から労働委員会で開催されます。審問では不当労働行為の救済を強く求める冒頭陳述を行う予定です。是非とも傍聴支援をお願いいたします。

一方の懲戒解雇撤回裁判は、6回の弁論が開催され、2月4日14時30分から第7回弁論準備が予定されています。現在、論点整理も進みます。証人選定の段階に差し掛かっています。闘いはまだ道

19年最後の支部大会

12月22日、19年最後となる第3回支部代表者会議終了後、恒例の忘年会を事務所で行いました。

料理は、前日の仕込みから、合同支部の野中さん（神奈川県経済会）と佐藤特別執行委員にお願ひし、この事務所でしか食ることができない、エスニックで癖になる、リーズナブルで美味しい食物とお酒を参加者一同で楽しみました。「同じ釜飯を食う仲間」と言いますが、職場も職種も様々な私たち地域合同労組にあって、仲間が作ってくれた料理を皆でつぎ合いながらの交流のひと時はかけがえのないものです。今回参加出来なかった貴方も、こうした交流企画是非参加頂くようお待ちしております。

（小畑）

半ばです。今後ともご支援よろしく願ひいたします。

（佐藤）